

THE MAGAZINE FOR COOPERATIVE PEOPLES

山武

# こういき

vol.11  
2006.FEBRUARY

編集・発行／平成18年2月5日

山武郡市広域行政組合企画課 千葉県東金市東岩崎1-17 ☎0475-54-0253

## 特集 山武地域医療センターの基本フレーム

構想の始まりと実現に向けて

●●●● 行政組合からのお知らせのご案内  
行政組合組織図

地元小学生の  
消防署見学の様子

車両の説明を聞いたり、  
消防服の着用も体験します。



## 山武郡市急病診療所のご案内

山武郡市急病診療所では、夜間の急病・けが及び休日の歯痛などの初期診療を行っています。

平成16年度の利用者は、夜間急病診療所については、5,422名、休日救急歯科診療所については、338名の利用がありました。

診療日時等は、次のとおりです。

### ◎夜間急病診療所

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| ・診療日    | 毎日                                   |
| ・診療時間   | 午後8時～午後11時                           |
| ・診療科目   | 内科・小児科・外科                            |
| ・持参するもの | 保険証・老人医療受給者証<br>乳幼児医療費助成受給券          |
| ・連絡先    | TEL 0475-50-2511<br>FAX 0475-50-2535 |

### ◎休日救急歯科診療所

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| ・診療日    | 日曜・祝日・振替休日・8月13日<br>～15日・12月29日～1月3日 |
| ・診療時間   | 午前9時30分～午後4時                         |
| ・診療科目   | 歯科                                   |
| ・持参するもの | 保険証・老人医療受給者証<br>乳幼児医療費助成受給券          |
| ・連絡先    | TEL 0475-50-2512<br>FAX 0475-50-2532 |



### 休日在宅当番医テレホン案内

TEL 0475-50-2531

◆問合せ先

山武郡市広域行政組合 医療福祉センター管理係  
☎0475 (50) 2533  
E-mail mwc@sanbukouiki-chiba.jp

## 広域斎場から副葬品に関するお願い

ご遺族の皆様には、誠に恐縮とは存じますが、故人への思いの表現として棺に納める副葬品が、いろいろな弊害をもたらしています。

つきましては、棺の中には下記のような物は入れないようご理解とご協力をお願いします。

#### 《焼骨に付着したり火葬時間が長くなるおそれがあるもの》

ガラス製品・貴金属類・書籍類・布団・毛布・食品類・硬貨  
義手・義足・ゴルフ用品・釣竿・陶磁器等の不燃性の物

#### 《環境汚染及び火葬炉が損傷したりするおそれがあるもの》

ドライアイス・プラスチック製品・化学繊維類・ライター  
ビニール製品・スプレー缶・アルコール類

※ご遺体にペースメーカーを装着している場合は、必ず事前にご連絡ください。

◆問合せ先

山武郡市広域行政組合 広域斎場  
☎0475 (55) 6360  
E-mail saijou@sanbukouiki-chiba.jp

### 平成16年度 情報公開制度の運用状況

山武郡市広域行政組合情報公開条例に基づき、情報公開制度の運用状況を公表します。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 請求件数  | 3件                   |
| 実施機関名 | 管理者部局 1件<br>消防長部局 2件 |
| 処理内容  | 全部開示 2件<br>部分開示 1件   |

◆問合せ先

山武郡市広域行政組合 総務課庶務係  
☎0475 (54) 0250  
E-mail shomu@sanbukouiki-chiba.jp

県支出金（県からの補助金） 41,089千円（0.9%）

繰越金（前年度からの繰越金） 172,079千円（3.6%）

財産収入・諸収入・その他 283,418千円（6.0%）

使用料及び手数料  
（し尿処理の手数料等）  
640,610千円（13.6%）

歳入の部  
合計

4,727,650千円

分担金及び負担金  
（構成市町村からの負担金等）  
3,590,454千円（75.9%）

## 平成16年度 決算の概要

平成16年度の組合の一般会計決算は、歳入総額47億2,765万円、歳出総額46億181万3千円で、差引では1億2,583万7千円となり、翌年度に繰越しました。

収支額の前年度比較では、歳入7.7%、歳出9.1%の増となっています。

## こんにちは 坂田苑デイ・サービスセンターです

坂田苑デイ・サービスセンターは平成7年4月に養護老人ホーム坂田苑の併設施設として開所しました。高齢者の方々が住み慣れた町で安心して生活を送れるよう、入浴や食事サービスをはじめ「遊び」をリハビリに取り入れた「遊ビリテーション」などを提供し、心身機能の維持向上を図っています。デイ・サービスセンターに対する質問はもちろんですが、居宅介護支援事業も行っていますので、介護保険制度やケアプランなどについてもご相談をお受けしております。お気軽にご連絡ください。



◆問合せ先  
山武郡市広域行政組合  
坂田苑デイ・サービスセンター  
☎0479 (80) 1718  
E-mail  
dei.sakataen@sanbukouiki-chiba.jp

## 山武郡市視聴覚教材センターの業務について

視聴覚教材センターでは、山武郡市内の保育所、幼稚園、小・中学校や公民館・子供会などに視聴覚教材・機材を貸し出す仕事や、16ミリ映画会・各種講習会などを開催しています。

また、状況により教材や機材のお届けや回収を行っています。

◆問合せ先 山武郡市広域行政組合教育委員会内  
山武郡市視聴覚教材センター  
☎0475 (54) 0254  
E-mail avl@sanbukouiki-chiba.jp



## し尿処理施設の見学においでください

環境アクアプラントは、皆さんの家庭から収集された、し尿・浄化槽汚泥を処理している「し尿処理施設」です。外観はし尿処理施設のイメージを無くし、環境保全にも万全を期しています。し尿等が最新設備で処理され無色透明な処理水となり、河川に放流されるまでを見学してみてください。

◆問合せ先  
山武郡市広域行政組合  
環境アクアプラント管理係  
☎0475 (54) 0511  
E-mail  
aqua@sanbukouiki-chiba.jp



## お宅の浄化槽は元気ですか？

浄化槽に流れ込んだ生活雑排水は、微生物の働きで処理されますが、この過程で一部の汚泥が浄化槽に残ってしまいます。これが溜まりすぎると処理が不十分になり、悪臭の発生や浄化槽の機能不全の原因になります。

浄化槽を正しく維持管理し、きれいな水を流して、豊かな自然を守るため、法律で義務付けられている清掃は、年1回以上必ず行いましょう。

◆問合せ先 山武郡市広域行政組合  
環境アクアプラント料金係  
☎0475 (54) 0531  
E-mail  
aqua.ryoukin@sanbukouiki-chiba.jp

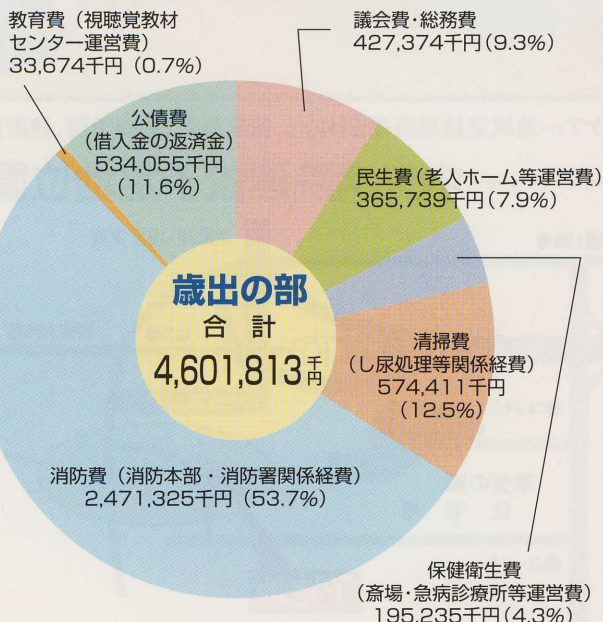
## 平成18年度入札参加資格申請追加受付

山武郡市広域行政組合が発注する建設工事または製造の請負、調査・設計等の業務委託、物品購入等について、競争入札に参加を希望する方は、下記の期間に入札参加申請を行ってください。

なお、申請手続きについての要領等は、当組合ホームページ又は総務課財政係で配布します。

- 受付期間 平成18年2月20日(月)～3月3日(金)  
午前9時から午後4時まで(土・日曜日及び正午から午後1時を除く)
- 受付場所 東金市東岩崎1番地17  
山武郡市振興センター内 総務課財政係  
[受付は持参のみです]
- ホームページアドレス <http://www.sanbukouiki-chiba.jp>

問合せ先 山武郡市広域行政組合 総務課財政係  
TEL 0475 (54) 0252  
E-mail zaisei@sanbukouiki-chiba.jp



# 行政組合が 推進母体に!

## 構想の始まりと 実現へ向けて

県立東金病院の老朽化を契機として、山武地域の医療過疎解消をめざし、平成15年7月、県と関係市町村や医療関係者並びに地元住民で構成する「山武地域医療センター構想策定委員会」が設置されました。

平成16年3月に、救急医療、小児医療など住民ニーズに対応した公立病院の新しい枠組みを目指し、構想が策定されました。

平成16年度から、この構想の具体化に向け、「山武地域医療センター基本計画策定委員会」が設置され、平成17年3月に基本方針が策定されました。

平成17年度から、地域医療の主体である山武郡市の各市町村が事業推進の母体となり、山武郡市広域行政組合内に委員会の事務局を置き、医療センターの実現へ向けての業務を行っています。

## 基本計画策定 委員会とは?

医療・保健・福祉の連携のあり方、具体的な医療機能、建設・運営についての手法や事業形態等について検討を行っています。(山武地域の市町村長や医療関係団体の代表者及び地元住民で構成)

### ◆今年度の経過

- 平成17年8月  
中央病院の建設予定地が決定  
(東金市丘山台:千葉東テクノグリーンパーク内)
- 平成17年10月  
山武地域医療センターの事業主体が決定  
(事業主体:山武郡市広域行政組合  
1市7町1村の構成)

### ◆これからの予定

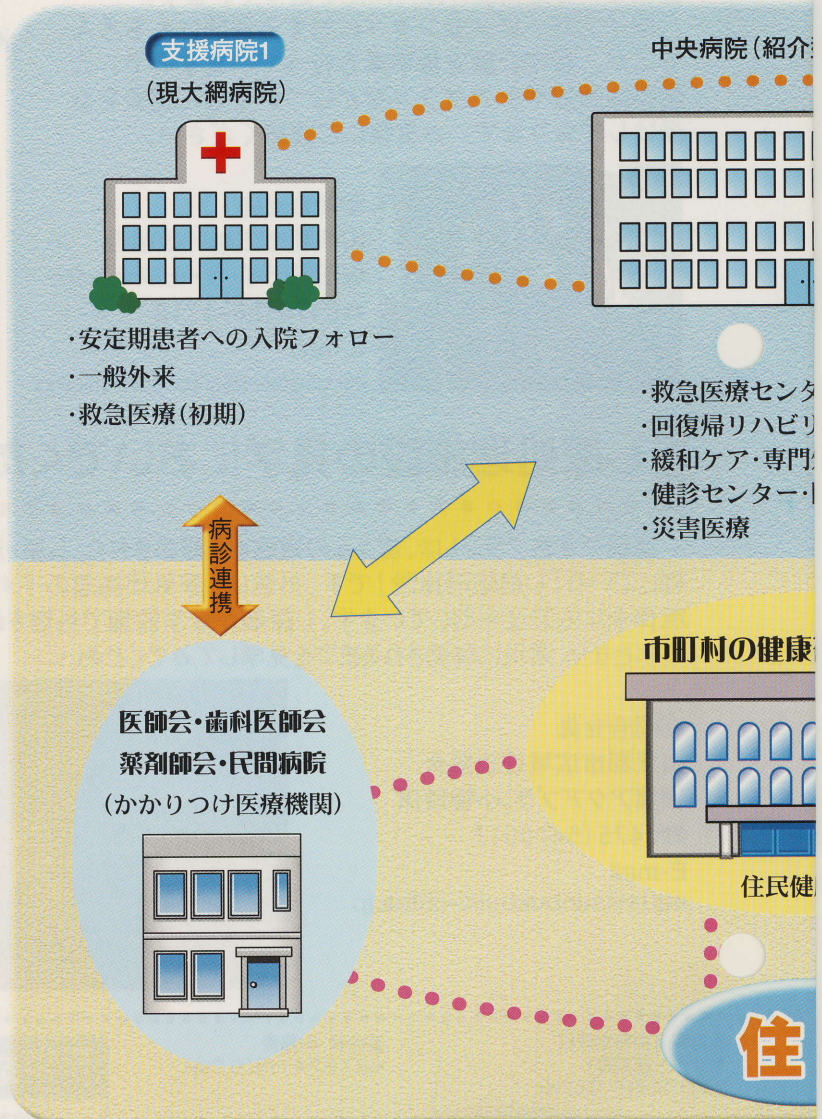
- 平成18年2月18日(土) シンポジウム開催
- 平成18年3月 病院開設許可申請

# 山武地域医療センター

(地域包括ケア・ク)

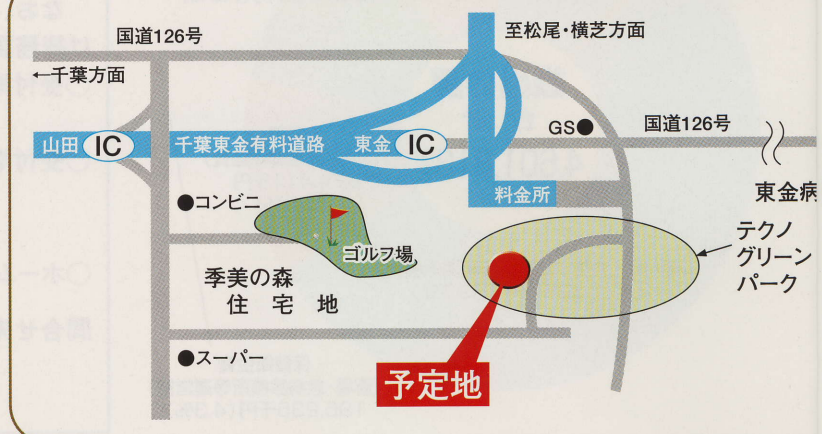
## ～医療・保健・福祉

～地域がひとつの病院となり、住民・患者が満足でき



※地域包括ケア…地域完結型医療を目指し、健康増進、疾病予防、健康診断から

## 中央病院建設予定地位置図

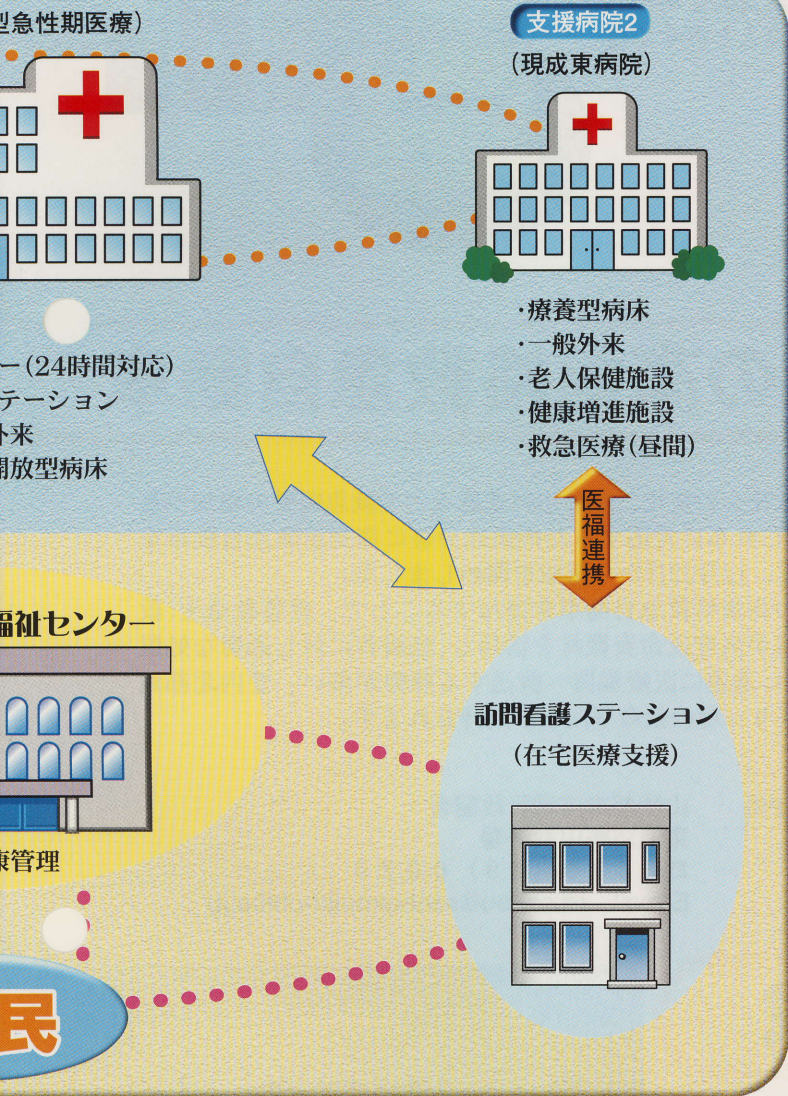


# サービスの基本フレーム

(ランドデザイン)

## 連携と分担

より、より良質な医療サービスの提供を目指して～



退院後の施設介護、住宅介護、再入院などの流れをスムーズに提供できる体制

# シンポジウム を開催します

日時 平成18年2月18日(土)  
午後2時～午後4時

場所 東金文化会館 小ホール

内容 医療センターの実現に向けた取組み  
及びパネルディスカッション

※シンポジウムへの参加は、申込みが必要となります。

参加される方は、「シンポジウム参加希望」と明記し、住所、氏名、電話番号を書いて、郵便、FAX、Eメールで申し込んでください。(電話申込可)

また、ご質問、ご意見のある方は、その要旨を書いて、2月13日(月)までに下記宛にお願いします。(電話は不可)

### 申込み・問合せ先

山武都市広域行政組合  
企画課医療センター推進室  
〒283-0063  
千葉県東金市堀上360-2  
TEL 0475-50-0661  
FAX 0475-50-0662  
Eメールアドレス  
mcp@sanbukouiki-chiba.jp

### ● 中央病院の機能

- ・入院…450床(急性期医療に必要なICU、NICU、HCUや緩和ケア病床などを整備)
- ・外来…内科・外科・整形外科や専門外来を含む、23診療科を設置する予定  
(平成16年度の住民アンケートに基づき、「心療内科」、「アレルギー科」を追加しました。)

### ● 支援病院1の機能

- ・入院…100床(回復期・亜急性期医療に対応)
- ・外来…一般外来(初期救急医療に対応)

### ● 支援病院2の機能

- ・入院…144床(療養型病床を整備し慢性期医療に対応、また併設機能として老人保健施設100床の整備)
- ・外来…一般外来(昼間の救急医療に対応)

至成東方面→

国道128号

# AED (自動体外式除細動器) の導入と普及へ

心肺停止傷病者の救命率向上を目的として、平成16年7月1日から住民の方への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の使用が認められました。これを機会に当消防本部では、住民の方への講習指導体制の強化及び普及策として、全消防職員に対するAED講習を行い、平成17年度からは、公募形式によるAEDを取り入れた講習会を実施しています。

今後、住民の方へAEDを取り入れた公募形式の定期講習会を増やししながら内容の充実と消防機関及び公的施設等へのAED導入と併せて積極的に普及推進を図っていきます。

問合せ先 山武郡市広域行政組合消防本部  
警防課救急係  
☎0475(52)8752  
E-mail fd.keibou@sanbukouiki-chiba.jp



## 4台目の高規格救急自動車



地域社会の変化、高齢化の進展などで救急需要の増加が進む中、これらに対応するため山武分署に高規格救急自動車を導入し、12月22日から運用を開始しました。

この高規格救急自動車を運用することで、救急救命士、救急隊員が高度救命資機材を活用し、傷病者に対し適切な処置を行い、迅速に医療機関へ搬送する態勢が整い、管内北部地域のより一層の救命率向上が期待されます。

問合せ先 山武郡市広域行政組合  
東消防署山武分署  
☎0475(89)0020  
E-mail fd.sanbu@sanbukouiki-chiba.jp

## 芝山分署新庁舎完成

平成17年3月に、芝山町宝馬233番地に芝山分署新庁舎が完成し運用を開始しました。

庁舎は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、延べ面積896.22平方メートルで耐火性、耐震性に優れ、従来の消防施設に加え救急講習等にも使用可能な会議室も併設しています。

また、効率的な業務を推進するためIT化に対応した機能を備えています。

今後は、地域の防災コミュニティの場として役割を果たして行くものです。

問合せ先 山武郡市広域行政組合  
東消防署芝山分署  
☎0479(77)1412  
E-mail fd.shibayama@sanbukouiki-chiba.jp



# 住宅用防災警報器等の設置が義務化

《山武郡市広域行政組合火災予防条例が改正されました》

**すべての住宅に住宅用防災警報器の設置が義務付けされます。**  
(火災予防条例第29条の2～第29条の7)

1. 住宅には、一般住宅(一戸建て住宅)・長屋・共同住宅・寄宿舍・寮・下宿等が該当します。

2. 設置しなければならない時期  
平成18年6月1日から、新築・改築中の住宅に  
平成20年5月31日までに、既存の住宅も設置する。

3. 警報器の種類と設置場所  
警報器には、「警報音と音声」で知らせるものと、「警報音のみ」のものがあり、また、インターホン等と接続し屋外に火災発生を知らせる火災警報設備もあります。



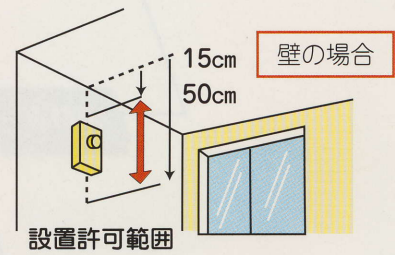
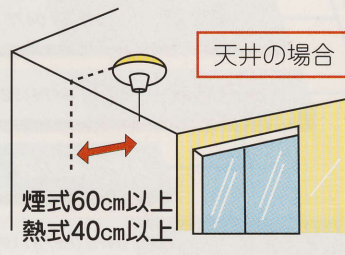
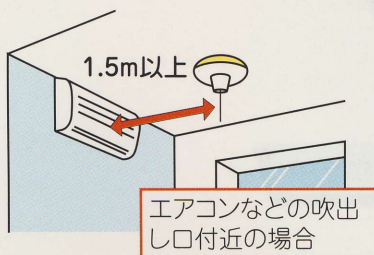
◎住居内の寝室(煙感知器)



◎階段の上部(煙感知器)



◎台所(煙が多く発生するため熱感知器)



4. 住宅用防災警報器(感知器)は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格及び規則で定める技術上の規格に適合するものを購入するように、注意してください。



◎技術上の規格及び規則で定める技術上の規格に適合するものとして、今現在は日本消防検定協会の鑑定合格品(NSマークの付いたもの)ですが、他の鑑定機関が公表されたいホームページ上で随時掲載して行きます。

## 悪質訪問業者に注意!



### 問合せ先

- 販売店等、住宅用防災警報器に関する詳しいお問い合わせは、最寄りの消防署・消防分署・消防出張所へどうぞ。
- 住宅防火対策推進協議会のホームページでも販売店等の詳しい一覧が見られます。  
<http://www.jubo.gp.jp>

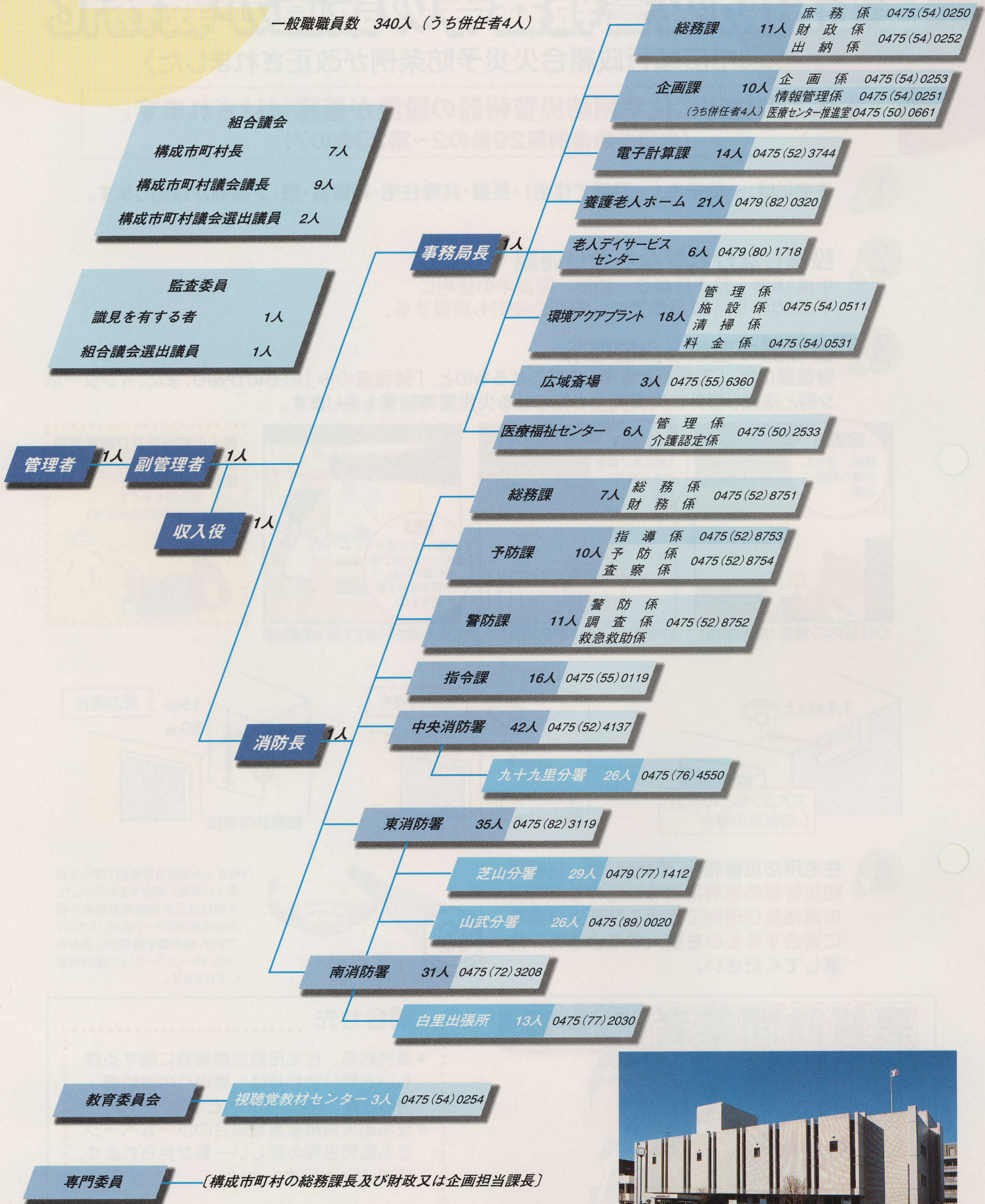
山武郡市広域行政組合消防本部  
予防課 ☎0475-52-8754  
E-mail [fd.yobou@sanbukouiki-chiba.jp](mailto:fd.yobou@sanbukouiki-chiba.jp)

※住宅用火災警報器は火災の発生を知らせるものです。火災を覚知したら初期消火《消火器等で》と119番通報が必要です。

# 組合組織図

※平成17年12月1日現在

一般職員数 340人 (うち併任者4人)



ホームページを開設しています

当組合の業務内容や施設紹介を掲載したホームページを開設しています。ぜひご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sanbukouiki-chiba.jp>

メールアドレス [kikaku@sanbukouiki-chiba.jp](mailto:kikaku@sanbukouiki-chiba.jp)